

第五十七回国会 大蔵委員会 議録 第三号

昭和四十二年十二月十五日(金曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

- | | |
|------------|-----------|
| 委員長 内田 常雄君 | 理事 金子 一平君 |
| 理事 小沢 辰男君 | 理事 毛利 松平君 |
| 理事 原田 憲君 | 理事 平林 剛君 |
| 理事 吉田 重延君 | 理事 竹本 孫一君 |
| 理事 武藤 山治君 | 理事 大村 襄治君 |
| 足立 篤郎君 | 大村 襄治君 |
| 奥野 誠亮君 | 鯨岡 兵輔君 |
| 小峯 柳多君 | 河野 洋平君 |
| 笹山茂太郎君 | 西岡 武夫君 |
| 村上信二郎君 | 村山 達雄君 |
| 山中 貞則君 | 渡辺美智雄君 |
| 阿部 助哉君 | 広沢 賢一君 |
| 広瀬 秀吉君 | 堀 昌雄君 |
| 村山 喜一君 | 田中 昭二君 |
| 広沢 直樹君 | |

出席政府委員

- | |
|-------------------|
| 大蔵政務次官 倉成 正君 |
| 大蔵省主税局長 吉國 二郎君 |
| 大蔵省関税局長 武藤謙二郎君 |
| 大蔵省国有財産局長 大村 筆雄君 |
| 大蔵省銀行局長 澄田 智君 |
| 国税庁長官 泉 美之松君 |
| 通商産業省貿易振興局長 原田 明君 |

委員外の出席者

- | |
|------------------|
| 農林省農政局参事官 中澤 三郎君 |
| 食糧庁業務第二部長 荒勝 巖君 |
| 専門員 拔井 光三君 |

十二月十五日

委員広瀬秀吉君及び西村榮一君辞任につき、その

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和四十二年十二月十五日

の補欠として柳田秀一君及び春日一幸君が議長の指名で委員に選任された。

委員柳田秀一君辞任につき、その補欠として広瀬秀吉君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十四日

公認会計士特例試験延長等反対に関する請願外二件(佐々木秀世君紹介(第二八八号)ガス器具及び石油器具の物品税減免に関する請願(村山達雄君外一名紹介)(第四〇二号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

取引所税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号) 国の会計に関する件 税制に関する件 関税に関する件 金融に関する件

○内田委員長 これより会議を開きます。

取引所税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。広沢賢一君。

○広沢(賢)委員 まず最初のみ行為について、これは正確にかめるのかどうか、つかんでいのかつかんでいないのか、ずいぶん多いのか、のみ行為の犯したことに對する検査、それからその税額なんかお知らせいただきたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 ただいまお尋ねがございましたのみ行為につきましては、たくさんあるかどうかというお話でございますが、その前に、つか

まえている実績があるかどうかという点から申しますと、毎年数件ずつ検査をいたしております。四十一年度は、徴収いたしました税額が約二百二十万円ほどでございますが、そういう点から申しますと、非常に例外的に見えますけれども、実際にはかなり多いといわれております。ただ御承知のとおり、税務署の体制では現在のみ行為を追つかけるまで十分に手が回っておりません点がございます。そういう点から申しますと、検査件数は少ないけれども、のみ行為自体が行なわれておることについては、かなり多いというふう

に聞いております。その検査をしたものの中には、警察当局から背任その他見つかったり回ってきたものもございまして、そういう意味では、税務署の体制としてはのみ行為を十分つかまえるところまではいっておりませんが、かなりの数だということも申し上げられます。

○広沢(賢)委員 私が聞いていますけれども、隠然たる無数ののみ行為が行なわれている。それから大手十数社でも会社内で操作して取引所に届けられないケースとか、それからお客さんにおだてて五百万円買わして、それで三、四カ月前の見通しに明る

いですから、そこでお客さんに損させようという行為をして、結局お客さんが続かないから証拠金はすべて戻して、こういふようなことが依然として行なわれておる。そういう点についてどういふようにこれを正確にかんんだり取り締まった

りすることを考えておられますか。

○吉國(二)政府委員 商品取引所自身のそういう監督は、御承知のとおり商品取引所の扱う商品によりまして通産省、農林省になっております。私どもといたしましては課税の面だけでやっておりますので、そういういろいろの問題、実は課税の面であらわれてきてはおりますけれども、これを取り締まるという体制ではないわけです。

○広沢(賢)委員 これは通産省の所管になるとは思ふのですが、たとえば花形商品については手数料が高過ぎる。ことに人絹糸などは、出し入れを盛んにすればほとんど手数料でみんな持っているか

ら、踏みとつかいて、たえばお客さんにおだてたりおどかしたりして、それで強制的にやらせて、上がり幅を非常に大きくしてみたり、そういう投機性が強いし、こういう問題について大蔵省は通産省とどういふふう

に相談されているか。

○吉國(二)政府委員 これは他省の所管でございますので、大蔵省として課税面からそういう問題を申し上げることは実は実際にはないのでござい

ますが、いまおっしゃいましたように、商品取引所は、本来は商品の取引を行なっている業者が商品に対する危険をヘッジするためのものとして設けられてきたという沿革があると思ひます。したが

ら、その会員と申す者はそれぞれが専門の業者でございます。そういう意味で、本来ならばかなりそういうことに精通しておる者が自分の力でやるはずなんです。最近御承知のとおり、証券市場等の不振によりまして、大衆が商品取引所に一部会員として入って

きたというところをそういう問題があると思ひます。そういう点を考慮して、先般商品取引所法をそれに適応するように改正されたというふうには理解しております。

○広沢(賢)委員 証券取引所もそうですが、この商品取引所法の改正でいろいろ大衆にとつて不満な点がやや改善されてきているというあたりは私どもも認めます。ところが、一番初めおっしゃったとおり、のみ行為はなかなかつかめないというのですね。これについてやはり犯罪、たとえばさっき言われた件数でも非常に少ないと思ふのです

が、では大蔵省としてはその税金をつかむやり方について何かさらにもう一くふうございますか。

○吉國(二)政府委員 実、ある意味ではこれは税務行政としてもかなり盲点かと思う点がございす。御承知のとおり取引引所税法は清算取引に対して課税をいたします。そういう関係で戦後は証券取引所が実物取引になりました。御承知の信用取引も資金の貸借はございすけれども、取引は実物であるというふうなことで証券取引所が全部はずれてしまひまして、現在商品取引所だけになっております。商品取引所は各地に散在をいたしてございす。その取引所の性質上各税務署にあるという性質のものではございせんので、ややその辺の調査等においては十分習熟してない点があるかと思ひます。現在、東京国税局等ではかなりこの部面について研究を始めてございす。あまり不当なものが横行するようでは税の面でも困ります。今後努力をしていくようにつとめていきたいというふうな考へてございす。

○広沢(賢)委員 東京国税局が盛んに税金を取り立てる——中小企業とか、午後質問しますが、同和信用組合に対するたいへんな人権をじゅうりんするような行為を行なつて、それで税の取り立てを強化してゐる。こういう問題についてはきびしいけれども、一番大衆的なお客さんを困らせる、それからお客さんをおだてたりおどかしたりする、先の見通しが専門家だから明るために、こういう者がそこらじゅうにいる。のみ行為が無数にある。このみです。これについて研究中だといふんではやはり片手落ちで、こういう者こそほんとうに取り立てること、それから取り締まることをやるのが一番大切だと思ひます。その点を要望して質問を終わります。

○武藤(山)委員 ちよつと関連。主税局長、かつて大蔵大臣が、各省の連絡不十分のためにこういう手違いをしたというけれども、どういふ不十分さがあつたのですか。本来ならこの前の法律のときに附則に載せるつもりだつたというのが落ちた、その一番の原因は何ですか。

○吉國(二)政府委員 率直に申し上げますと、御承知のとおり、大きな法律で全文改正とか大改正をいたしますと関連法律の整備をはかるわけをございす。所得税法のように非常に大きい場合には、所得税法の改正に伴う関連法律の整備に関する法律まで出してやるわけをございす。それほど関連法律が多くなるときには御承知のとおり附則で直すということになるわけでありす。内輪のことを申し上げて恐縮でございす。私も法律をいじるときには、大体関係のありやうな役所に問い合わせをするわけでありす。あなたのほうの法律を自動的に附則で直すものがあるが、どうかということでは問い合わせる。また、私どももしよつちう問い合わせを受けるわけでありす。たとえば税制二課などは間接税、印紙税を扱つてございす。三課は登録税を扱つてございす。このころは何か法律をつくりますと必ず登録税の免税とか印紙税の免税というのがあります。それが附則に入るということと連絡があります。この商品取引所においても通産、農林当局からは連絡があつたと思ひます。事実あつたのでありす。ただその場合に、いま私どもとしても手落ちかと思ひます。連絡はなくても、本来自分の所管の法律に關係のある法律が動かされそうだとするときは、自分から進んで検討しておくべきであつたと思ひます。ただ当時、御承知のとおり登録税、印紙税というものの大改正をやつておつた時期でございすので、税制二課といふのは非常に職員が少ないので、ほとんど全員あげてそれにかかつておるので、ちよつとそれに気がつかなかつたという点もございす。これもまた内輪でたいへん恐縮なのでございす。そういう問い合わせがあつた場合には、担当課に参ります。担当課は自分のところだけ出してしまふ傾向があるわけでありす。一課や三課というところでは事案附則で直つてございすので、二課だけ何だというおしかりを受けます。まことに申しわけないのでございす。そういうまことにやむを得ざるミスと申し上げるよりしかたがないの

で、どこに責任があるかというところは、実は気がつかなかつたほうも責任はあると思ひます。私どものほうも責任はあると思ひます。

○武藤(山)委員 これはまあ大蔵省のミスということで、かつて大臣が一応釈明しましたから、われわれは了承するといふ前提でこの法律案には賛成をいたすわけでありす。昭和四十年に十四万四千円の脱税捕提ですが、四十一年は二百四十四万四千円になってございす。一挙に十四万から二百四十四万四千円になつたといふことは、のみ行為が横行し出したのか、それとも大蔵省の捕提の調査の方法がうまくなつてきたのか、急に税額が十四万四千円から二百四十四万にふえた理由を一つ。それから、実際のみ行為が行なわれてゐる数の捕提率といふのは一体どの程度になつてゐるのだらうか。これはほんとうの推量になるわけでありす。その二点だけ答えたら、ひとつ勢ぞろいしたようです。それから質問を終わります。

○吉國(二)政府委員 御質問の第一の点は、これのみ行為をやつてゐる人は、相当に大規模にやつてゐる場合がございす。大きいのが見つかつたのがむしろ四十一年でございまして、のみ行為の横行の程度は同じだと私は思つてございす。

それから、捕提率になりますと、これはまことに申しわけないのでございす。非常に低い。何しろ対象が幾らあるかわからないのであります。から比較はできませんが、ほんとうのところは非常に低いといふことを申し上げておきます。先ほど広沢先生からもお話がございまして、仲買いが非常に顧客をいじめたりなにかするやうなことをほううつてあるのはいかぬといふお話がございまして、この直接税のほうの課税は非常に強くやつてございす。架空名義や何かで不当な利益を得ておられます。たとえば一件、昨年は査察事件として数億円の摘発もしてございす。仲買いの不当な行為に対する所得税、法人税の課税は相当に手を入れてやつておるやうに思ひますので、そういう意味では、こののみ行為という取引引所税法の違反

の課税はやや手が足りておりませんが、さつき御心配の点はかなりやつてゐると申し上げたいと思ひます。

○武藤(山)委員 最後に、副大臣にちよつと要望をしておきたいのでありますが、商品取引所についてはと多くの批判が非常にまたに多いわけでありす。特に、いまアズキの買い占めを問屋がやつて、北海道の産地まで日本のわずかに二社がほとんどことしは買い占めてしまつた。そのために小さなところが、注文をとつておいたけれども、いよいよ買い付けしようとしたら、注文を果たすことができない。こういう非常にひどい状況にありす。そこで、農林省と通産省、大蔵省、三省の間で、証券に対してもあれほどの厳格な法改正を行ない、投資者保護をやつてゐるわけでありす。したがつて、取引者が不当な不利益を受けられないやうな制度の検討をせひ三省の間でしていただきたい。強く要望をしておきますが、副大臣の御見解をちよつと承りたいと思ひます。

○倉成政府委員 御指摘のやうな点があることも私伺つてございす。したがつて、關係各省よく協議いたしまして、十分御趣旨に沿うやうにいたしたいと思ひます。

○内田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○内田委員長 本案につきましても、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

○内田委員長 本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましても、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○内田委員長 次に、国の会計、関税及び金融に
関する件について調査を進めます。

○村山(喜)委員 先般、この委員会におきまして
武藤君のほうから質疑がなされました。いわゆる台
湾銀行の第二会社といわれております日本貿易信
用株式会社の問題に対して、国の出資額が四
万二千八百三十株もある。この会社の実態は、当
初の設立の趣旨から見まいますと、御承知
のように、中小企業及び中小貿易業者の味方とな
り、東南アジア諸国との貿易促進、経済提携の窓
口機関となって日本経済の発展に奉仕しようとする
ものであるという趣旨のもとに設けられたわけ
であります。今日の経営の実態を見まいますと、
すると、町の高利貸しの金融機関と何ら変わりが
ない実態であります。そういうような状態であり
ますから、国が、皇室の残余財産であるとはい
ながら、こういうような大株主として、第一の大
株主は協和商工信用株式会社であります。第二
の大株主として政府が四万二千八百三十株も出資
をしていることはきわめて不当である。だから、
このいわゆる株式については売却をすべき
であるという要求がなされて、それに対して
大蔵当局のほうから、そのとおり考えるので、こ
れについてはすみやかに処理をしたいという旨の
答弁がなされております。したがって、私
は、本日は時間がありますので、この日本貿易
信用株式会社に關する問題あるはこれに關連を
する一連の台湾銀行の残余財産の問題等に關する
問題については、次の通常国会のときにいろいろ
質疑をいたすことにいたしました。先般、武藤君
のほうから指摘をされましたその株式処分がどう

いうふうになっているかということについてだけ
本日はお聞きをしておきたいと思うのでございま
す。それについて御説明をお願いしたいと思います。

○大村政府委員 日本貿易信用株式会社の株につ
きましては、ただいま御質問がございましたよう
に、戦前、皇室財産でありましたものが、その後
株の割り当てを受けまして、ことしの九月現在四
万二千八百三十株持っていたわけでございますが、
そのころすでに株価もだいぶ高くなっております
ますし、かつまた、政策目的で持っておる株式で
ございませぬものから、株価の状況等を勘案
いたしまして逐次処分してまいりたいというよう
に御答弁申し上げたわけでございます。

その後の処分の経緯を申し上げますと、九月に
ちようど千株処分いたしております。それから十
月に入札をいたしました。落札がございませぬ
で、十一月に三百株、十二月になりました六百
株、合計千九百株を処分いたしております。(武
藤(山)委員(金額はと呼ぶ)金額は、九月ごろ約
六百円しておりましたが、その後逐次株価が下
がっている傾向があります。十二月になりました
約五百二十円程度でございます。処分金額は総額
百万円ちょっとでございます。

○村山(喜)委員 最近の株価が市場株にいたしま
しても低落さみである中において、これは店頭銘柄
でありますから、なかなかうまくさばけないのだ
ろうと思うのであります。どういふやり方でこ
の解消をやっておられるのですか。いわゆる入札
方式をとられているやにも承るのであります。が、
この日本貿易信用株式会社の株だけではどうもお
客の寄りつきが悪いということも聞くのでありま
す。きわめて少量の株しか入札に付していな
い。そしてしかも、それが落札をされるのはその
中においてもきわめて少数である。ところが、会
社の配当を調べてまいりますと、せんだっては一
割三分も配当してあります。今期もまた一割配当がで
きるという状態であるにもかかわらず、なおこう
いふような状態であるということ、しかも落札
価格というものが非常に低いことを考えま

すと、一体四万二千八百三十株もある株をいつま
でに皆さんは処理していかれるつもりであるの
か、それについての見通しはどうか、これに
ついて説明をお願いいたします。

○大村政府委員 上場株でございますと、委託売
買で相当処分できるわけでございますが、御承知
のように東京店頭銘柄でございますので、場外取
引がなされているわけでございます。したがって
して、しかも商いがきわめて薄く株でございます
ものですから、あまり一度に大量に出しますと、
当然これは値くずれが起ります。現在株価はも
う五百二十円前後でございます。現在株価はも
ちようど五百円の額面を割る寸前のところにきて
いるわけでございます。したがって、そういう
う株価の状況等を見ながら逐次処分してまいり
たい。したがって、そこらの状況を勘案いたし
まして、今後の処分方針等も考えていきたい、か
ように考えておるわけでございます。

○村山(喜)委員 今度の行政機構の改革に伴いま
して、国有財産局はこれを廃止するということ
になるやに承るのであります。そういうふう
になった場合に、この問題は理財局のほうに移るの
じやなからうかと思っております。そうなる
と、担当は一体どういふふうになってまいりま
すか。その責任の所在はこれは将来にわたって明確
にしておかなければならぬと思っております。その
将来のあり方について、責任の所在についてお答
えをお願いいたします。

○大村政府委員 本件の株式は、現在関東財務局
で保有しております。処分も関東財務局がして
おるわけでございます。今般の一省一局削減に基
づきまして、国有財産局と理財局が統合してま
いり、ということでございます。行政の機能自身は
存続してまいります。行政の機能自身は
方針につきましては変わらぬ、かように御了解
いただきたいと思います。

○村山(喜)委員 じゃ、この問題はまたこの次に
持ち越して質疑をいたしたいと思っております。
きょうは、いま当面しております。いわゆるでん

粉の問題につきまして質疑をいたしてまいりたい
と思っております。

政務次官は農政通でもありますし、イモの主産
地帯でもございますから、カンシヨの問題、パ
レインシヨの問題についてはきわめて深い関心をお持
ちであるうと思っております。そういうような
ことから、いま作付にいたしましたも生産量にい
たしまして、カンシヨ、パレイシヨは低下の一
途をたどっておる。試みに、カンシヨの問題、私
のところは全国で一番の生産地帯でございます
ので、宮崎、それに長崎等が中心地帯でございます
ので、その点については非常に深い関心と懸念を
抱いておるわけでございます。カンシヨの作付
にいたしまして、昭和三十五年が三十三万ヘク
タール全国にありまして、それがことしになりま
すと二十一万ヘクターに減少しておるのであり
ます。しかも生産量は、三十五年が六百二十八万
トンあったものが、ことしになりますと四百二十
万トンしか予想ができない、こういうような状態
であります。北海道産のパレイシヨにしても同
じような傾向をたどっておるわけでございます。
しかも、工業用でん粉の需要はますます増大を
し、年々着実にふえて、ことしは二百二十万トン
も必要であるといわれておる。これに対して
供給としましては、カンシヨは昨年五十四万トン
の供給ができましたが、ことしは農林省の見通し
によりまして、四十八万トンしか供給ができな
い。したがって、第一次関税分のコンスの輸入を
とりまして、これがことしは四十万トン輸入
しなければならぬというふうな情勢でありま
す。そこで、このようにでん粉の需要は年々着実
にふえていくにもかかわらず、生産、作付、生産
量ともに低下は著しいものがあるわけでありま
す。一体これはどういふような理由に基づいてこ
のような情勢になってきたのか、この点について
農林省からお答えを願っておきたいのでありま
す。

○荒勝説明員 食糧庁の第二部長の荒勝でござ
います。

年々、たゞいま先生御指摘なさいましたように、われわれ農林省といたしましてイモの生産につきましては生産奨励を含めまして、なおそのほかにわれわれのほうでは農産物価格安定法に基づき、農民のてきまますイモについて価格安定を期しまして最低基準価格を設け、買入れの価格を公示しておるのであります。最近の五年間ほどの傾向は、日本農業におきましても深刻なる労働力不足とかその他、さらに果実とか野菜とかいうほうへの転換もありまして、年々イモの生産は減少してまいっておりますが、むしろパレイシヨにつきましては、北海道では横ばいというよりも多少増産の傾向がございまして、御指摘のように衣日本の東海道筋からは年々土地改良事業の進展とともにイモが減産してまいりまして、現在では大休九州方面、特に南九州を中心にしてカンシヨが相当残っておりというふうに理解しておる次第でございます。

○村山(喜)委員 結局農安法に基づいて基準価格が設定された。しかし昨年は三十四円、ことしは三十六円ということ、基準価格は設定をされておるわけでありまして、いまの反当量から見まして、これでは、イモをつくらせておいて、生産性の上から見ても、価格の上から見ても、どうも引き合わないということで、だんだんつくろるのが減ってきたのじゃないか。そしてそのために品薄になりましたから、昨年あたりは基準価格よりも上回って取引がされた。そしてできたイモは割高になりますから、これを守るためには、勢い外でんとかあるいはコーンスターチ等を抱き合わせてその市況の切り抜けをはからなければならなかったということも聞くのであります。い

わゆることしのイモ価格の状態あるいはでん粉価格の推移を見てまいりますと、基準価格すれすれのところで買入れがなされておる。場合によっては、ところによっては、仲買人の買いたたきによりまして、イモ作農家は基準価格以下で買いたたかれています。こういうような状態がもう現実に

おいて出ているわけでありまして、農林省としては、これに対して今後どういうような対策を考えておいてなるのか、その点についてお答えを願っておきたいのであります。

○荒勝説明員 たゞいま御指摘のように、ことしの秋からのカンシヨでん粉の傾向等の話につきましては、南九州のいわゆる鹿児島、宮崎の両県におきましては、北九州のほうのカンシヨが非常に大干ばつを受けて大減産したにもかかわらず、南九州のほうは比較的、むしろ増収をみまされておる。作況指数等も平年作を多少上回っております。判断しているわけでございますが、それに引きかえまして、この二、三年來、カンシヨが高くてイモでん粉がさほどになかったというふうな働きもございまして、ことしは相当多数でん粉工場が休業された。ある地区によりましては三分の一以上の休業者が出た、そういうふうなこともございまして、地域的には、場所によりまして多少需給のアンバランス、いわゆるカンシヨの過剰ぎみが出たことも事実でございます。その結果、ことし十一月前後のイモの出回り期には非常なラッシュになりまして、あるいは基準価格を割りするような配りも示してきたこともたゞいま御指摘のとおりでございます。それにつきまして私のほうでも、農安法に基づきまして、関係都道府県知事にも厳重に依頼いたしますと、でん粉業者あるいは農協等にも非常に強く要望いたしまして、イモの値段が最低価格を割らないようにというところで強く指導いたしましたので、現在われわれのところに入っております報告は、基準価格を割ったという話はあまり聞いてないのでございます。

その結果といたしまして、ことし以降、このイモでん粉をどう処理していくかということでございますが、われわれといたしましては、昨年からのこの国内産のカンシヨでん粉とタリフクオータによって輸入されましたいわゆる一〇%の関税のコーンスターチとの間の抱き合わせ販売を執行いたすことによりまして、水あめやあるいはブドウ

糖業者に対して、国内産のカンシヨでん粉と合わせてコーンスターチを特価販売いたしました。安く供給して潤沢に引き取れるように現在指導しております。昨イモ年年度もこれで十分成果をあげました。ことしもお昨年以上に濃密な指導によりまして、このカンシヨでん粉の順調なる需要を確保いたしたい、こういうふうにしておる次第でございます。

○村山(喜)委員 今年もその抱き合わせ販売によつて価格を保持しようという考え方のようであるのでありますが、ことしこのでん粉需要の見通しと外でん並びにコーンの輸入の見通し、さらにその場合に、どれだけの抱き合わせをやった場合には価格保持が基準価格で守れるかという点、はどういうふうな計画を立てておいてなるか。

○荒勝説明員 ことしの、いわゆる四十二でん粉年度につきましての大ざっぱな見通しを簡単に申し上げたいと思ひます。四十二でん粉年度、これはことしの十月から來年の九月までの年度でございますが、大体供給につきましては百二十六万トンということをおおむね予想いたしております。それに対して需要も大体同様ということと合っております。供給の面におきましては、先ほど御指摘にもありましたが、カンシヨでん粉は相当な減産が考えられております。また十分に確定はいたしておりませんが、昨年大体五十四万トンくらいありましたが、四十八万トンとわれわれ見込んでおりますが、あるいはこれはもう少しこれより不足するのではなからうかというふうに理解している次第でございます。

りませんが、われわれのほうは二十万トンを少し上回るのではなからうか、こういうふうに見ております。ことし、大体二十万トンと置いておるような次第でございます。そのほか小麦粉でん粉で八万四千トン、これはでん粉をつくるのが目的ではございませんで、ふをつくります副産物として小麦粉でん粉ができるというので、八万四千トン、これは大体昨年並みに置いておられます。そのほか、今後問題になるかとも思ひますが、いわゆる輸入トウモロコシからつくりますコーンスターチを大体四十万トンと置きまして、そのほか多少外国からタピオカでん粉、サゴでん粉、あるいは場合によつてはパでんというふうなものを年々入れておりますが、それを三、四万トン、そのほか多少二五%のタリフクオータをこえて入ってまいりますでん粉が五万トンから六、七万トン前後のものがあるのではなからうか、合わせまして、その系統は大体九万六千トン、約十萬トンを、こう置きまして、おおむね百二十六万トン、こういうふう

供給のほうは見込んでおる次第でございます。それに対して、需要のほうにつきましては、カン・パ一体というのがわれわれの考え方でございます。需要面はそれほど内訳的にはつきりした固定用途はございませんが、水あめとブドウ糖、いわゆる甘味資源系統に入れます限りは、やはりパでんよりもカンでんのほうが相当ウエイトがあるのではなからうかというふうに見込んでおります。大体従来と同様に百二十六万トンのうちの過半数、五、六十万トンくらいは水あめ、ブドウ糖に回ります。あと水産練り製品、かまぼこ等でございますが、これに十萬トンの前後、それから最近非常に需要が伸びてまいっております。段ボールとか繊維関係の製糸用でん粉が十四、五万トンくらいあるのじゃないか。そのほか加工でん粉約九万トン、あるいはビールとかグルタミン酸ソーダとかなんかが入れます。百二十五、六万トン、こういうふうな大体見込んでおる次第でございます。

四

○村山(喜)委員 私はそれを聞いてるのじゃない。用途を聞いてるわけじゃないんで、昨年は十萬六千トンの抱き合わせをやられたというふう

に聞いているが、これは一体その計画はどういうふうになっているのかということをお尋ねしているわけでは

○荒勝説明員 抱き合わせのほうは、昨年は大体いま先生の御指摘のようでございます。ことしのでん粉の生産状況は大体先ほど申し上げたとおり

でございますが、そのでん粉のさらに今後の価格の推移というものが非常にわれわれとして問題に

なるわけでございます。それで御承知のように、でん粉は国民の生活必需品であるにもかかわりま

せず、一方におきましては相当な相場商品と申しますか、投機的な面がございまして、非常に価格

の変動の上下が激しい商品でございます。きのうまで足りないかと思うと、急に余るのだという

説が出てきたり、なかなか価格変動が激しくて、十分あすのことが予測し得ないのが悩みでございます

ます。価格の推移いかによっては、非常に高くなればわれわれとしてはカンシヨでん粉の調整販売をせざる必要はないと見ておりますが、

今後低落きみというふうになりますれば、ストックが非常にふえてくるということになります。いたし

ばつこしたりしておるところにも価格の不安定の問題があると思っております。また、四月から九月に至る下半期の抱き合わせの分については、

場合によっては多くなるのではなからうかというその見通しの中には、現在の関稅定率表のいわゆる禁止關稅としてこれが可決されましてから来年の

三月の末で日切れ法律になっているわけでありまして、それから、そういうような問題にも關連をしてくる

であろうと思っております。そこで、私はこの際、その國際價格と關稅政策並びに通商政策の問題についてお尋ねをしま

りたいと思っております。昨年イモ年度の期間におきましては、コンスのCIFの價格が大体六十七ドルから六十八ドル

ぐらいたと聞いておたのでございまして、最近のコンスの價格がもう六十ドルを割るような状況

が目の前に見えてるやにも承るのではありません。ということ、四百万トンのトウモロコシを輸入

をしておりますが、この中でえき用の分とでん粉加工用の分とを比較をしてみますならば、いわ

ゆる白色のトウモロコシがでん粉加工用のものと聞くのであります。これがメキシコ、アメリカ

から四十一年度におきましては五十三万三千トンの輸入実績があるやに聞くのであります。それは

カ三国の關稅輸入計画の狀態なり、あるいは今後の通商政策の中でどういふような措置をとらうと

しておられるのかという点について承っておきたいのであります。

と申し上げますのは、昭和二十七年にトウモロコシは自由化されました。しかし、でん粉は今日

依然として非自由化品目として残されているわけでありまして、ところが、その原料が自由化されて

いるわけでございますから、國際的に價格が下落をしていけばいくほど競争力は強まってくるとい

うかっこうになってくるわけでございます。したがって、今日、どういふ通商政策というものを

これから推進をしていられるかという点であるのかということについてお尋ねをしておきたいので

ございます。

○原田政府委員 お答えを申し上げます。私もでん粉の貿易というものについて考えます

場合、何よりもまず国内のイモでん粉生産業者の方々が輸入によって被害をお受けになる、非常な打撃をお受けになるというようなことは防止

は一九六五年の四月に纖維品につきまして対日輸入ライセンスの發給を停止いたしました。また六

五年の九月には、纖維だけではございまして、全品目につきまして対日輸入ライセンスの發給を

制限をいたしました。その後六六年二月、六六年四月にこのような輸入制限を強化したり緩和

したりということを続けてまいっております。ウガンダは一九六五年の四月に全品目の対日輸入ライ

センスの發給を停止をして、向こうの産品でございます。綿花、コーヒー輸出額の七〇%だけにつ

いて日本からの輸入の承認をおろすという制限を設けたり、その後も一次産品について、パイター

制限を設けたり、その他いろいろの輸入制限措置をやったり緩和したりということも続けて

まいっております。タンザニアも一九六五年の四月に纖維品の対日輸入ライセンスの發給を停止

し、同じく六五年にはケニア、ウガンダから回って入ってくる日本の産品の輸入を禁止するとい

うような措置をとっております。このような輸入制限の結果、わが国からの輸出がだんだん減ってま

ほうに輸入を増大をして、それによってわが国の輸出が減るのを防止をしたいという政策をとつておるわけでございます。

現在、先生御指摘のでん粉関係におきましては、東アフリカ三国ではさしあたりタンザニアに人を送りまして、そういう技術指導をやるべきではないかと考えておりますが、同じような状況において開発輸入を行なおうとしておりますタイ、カンボジア等々では、大体えさ用のトウモロコシというものがほとんど主体になる予定でございますので、でん粉関係と競合するトウモロコシというものはほとんど参らないことにならうかと思ひます。ただタンザニアにおきましてごく一部、コーンスターチができるようなトウモロコシというようなものが開発される可能性が若干ございませす。しかし、これも日本の需要の増大に対してごく一部の補完の役割りをやる程度でございまして、これがどんどん入ってくるために国内のでん粉を圧迫するということのような数量にはとてい至らない程度のものでございます。

これを要しますと、私どもでは輸入政策として、ただいま申し上げましたような南北問題といたつたような広い見地からだけではございせんので、現実輸入制限に火が付きまして輸出が減りつつあるというようなものを防止する緊急な目的のために、ささやかな開発輸入を行なつていく。その場合に国内生産者、特に鹿児島その他の九州あるいは北海道という方々に打撃が参りませんように、主として需要が増加する分のごく一部、あるいはまた、もし将来できますならば市場転換といったようなことを可能にするようなことに、つまり、わが国の輸入は東南アジア諸国その他発展途上国からの輸入がふえないために非常に問題を起しがちなわけでございまして、そういう方向に重点を置くという意味の市場転換をするというようなことで、輸入のできる限りの増大をはかるということに持っていきたい、かように考えている次第でございます。

○村山(喜)委員 昨年の五十三万三千トンの輸入実績を見てまいりますと、メキシコが一番多くて二十二万八千トン、その次にアメリカが同じく二十一万六千トンあるわけですね。そうなつてまいりますと、いま通産省からお話がありました東アフリカ三国の場合と、発展途上国の問題については、貿易振興の立場から当然考えなくてはならない問題もあるかと私も思うのであります。この輸入の実績の上から見まして、そういうような発展途上国の経済援助をしなげら、しかも日本の貿易を伸長していくという方向を打ち出すとするならば、当然アメリカのトウモロコシの輸入というものについてはこれを押えなげらやうといふこと、この通商政策をおとりをいただかなければ、こういうような問題が将来にわたつて解決をされないのではなからうかと思ひますが、それに対する輸入構造のあり方についてどういふうな対策をおとりになるつもりであるのかをお答えいただきたいと思ひます。

○原田政府委員 まことに先生御指摘のような問題が存するわけでございまして、御指摘のとおり、六六年にはメキシコからの輸入は二十二万八千トンに対して、アメリカからの輸入は二十一万六千トンにもぼつております。これはやはり商業ベースで品質、価格等の点から勢いそうなたものと思ひますが、六七年に入りまして、アメリカからの輸入はぐつと減りまして、ことしの一月一九月では、メキシコからの——これも同じく発展途上国の一つでございまして、輸入が三十二万五千トン、モザンビークというアフリカの発展途上国からの輸入が七万七千トンにふえました。アメリカからの輸入は六万三千トンに縮小いたしております。私どもも、先生御指摘のように、できるだけかようなものは発展途上国の関心品目というものでございまして、市場転換の努力をいたしたいと考えております。ただ一方におきまして、やはり需要者、消費者という立場から、価格及び品質の有利なところから買いたいという要望がございまして、その点を調和させるという形でござ

きる限り六七年、ことしの実績に見られますような輸入の転換というものを實現してまいりたい、かように考えております。

〔委員長退席、吉田(重)委員長代理着席〕

○村山(喜)委員 そこで、食糧庁にお尋ねいたしますが、コンスのCIF価格が六十ドルになり、来年の一月から三月のころにはそれ以下になる。こういうような国際的に二年間も大豊作が続いてくる中で、価格の下落状態が訪れているわけでございますが、そうなつてまいりますと、二五%ものものをこし九万六千トン入れる、その中において六万トンの二次関税分のトウモロコシもでん粉も当然入っているわけでございますから、その二五%ものを使うところの、いわゆるベトコンといわれる加工業者、これはどろどろのトウモロコシでん粉を使ひまして乾燥させる必要がないわけでありまして、隣に水あめ工場をつくつたら、これはパイプを引いてその運送の経費も非常に安上がりになつてまいりますから、十貫当りの価格計算をしまして、そういうような業者は千八百円にいわれているわけでありまして、そうなつてまいりますと、いわゆる二五%という関税率は、これは一つの禁止関税としての意味を今日まで持つておつたと思つたわけでございまして、それが実効性をもうすでに失つてきたというのが今日の事情ではなからうかと思つたのであります。これに比べて三十六円の支持価格でカンでんの基準価格は二千円でございますし、これを手数料なり金利なりあるいは保管料、運賃というものを加えてまいりますと、実需者に対する持ち込みの価格というものは二千二百七十二円ということになってくるわけでありまして、コーンスターチに五〇%の関税をかけたときに約二千三百五十五円ということにならうかと思つたわけでございまして、こういうふうになつていきました場合に、先ほど上半期で八万トンの抱き合わせ販売を計画として持つて行政指導をなさつていらつしやるわけでありまして、いまのような状態が続いていく中において、この国内の

でん粉価格に対する下落からまいります中小企業者の損害なり、あるいはそれに伴います今後のイモ作農家の不安解消という問題がこれであるかどううか、この点についてはどういふふうにお考えをお持ちであるのか、お尋ねをしておきたいのでございまして。

○荒勝説明員 去年の、昨イモ年度におきましては、大休トウモロコシの値段が年間平均いたしましたCIF価格で六十七、八ドル前後でございまして、われわれといたしまして何となくイモでん粉行政につきましてはある程度こなせたものではなからうか、こういうふうな理解しておる次第でございます。また、その間におきまして、ただいま御指摘になりました生コンスの中小のメーカーの方が三、四社ございまして、その生産するいわゆる生コンスの生産量もわずかでございまして、せいぜい二、三万トンまでいくかどうかという見込みの数字でございまして、国産のイモでん粉に悪影響を及ぼしたとは私たちは考えていない次第でございます。ところが、本イモ年度に入りまして、ただいま御指摘のようにこの九月から逐次国際的なコーンスターチの値段が下がつてまいりまして、この九月から六十六ドル前後になりまして、さらに十一月、十二月になりまして、大体現在入つておりますコーンスターチの値段は六十四ドルから六十二ドル前後というふうな理解している次第でございます。さらに来一月以降の問題につきましては、六十ドルを深く落ち込むということはないとわれわれ判断しておりますが、さしあたり半年ぐらいは六十ドル前後、多少場合によると下回る、あるいは多少上回るといふようなことで横ばいするのではないかといふふうな判断しておりますが、何しろトウモロコシも国際的に相場の変動の非常に激しい商品でございますので、確たることはわれわれ申し上げかねます。そういうふうな国内の支持価格は多少、年々法律改正によつて上からざるを得ない、ところが一方、国際的なトウモロコシの値段は多少下降傾向をたどつてきたというところで、その間の間隙を縫ひまして、二五%

の関税の、いわゆるタリフクォータを掛けてまいりまして、なおコーンスターチ・メーカが採算が合うようになってまいりまして、それで最近、この秋以降、コーンスターチ・メーカ、いわゆる生コーンスターチ・メーカが少しふえてまいりまして、現在四社、場合によってはもう少しふえるのではないかと。こうなりますと、国内産のイモでん粉に多少影響が出てくるのではなからうかというふうには、われわれも現在の段階では判断しておりまして、これに対するいろいろなることを今後研究してまいりたい、こういうふうには判断しております。

○村山(喜)委員 研究をされるのはいいわけですが、問題はもうそんなにのんびりした情勢ではないわけですね。来年の三月で日切れの法律でございまして、もうやはり関税審議会にかけまして詰めていかねければ、これを法律改正をしなければならぬ段階を今日ですて迎えているかと思うのであります。それで関税審議会の日程なんぞ、何か十九日にも一回やられるような話を承るのであります。私、私個人的に見て、政府のほうに法案を提出してやる前には、やはり関税審議会の日程をならみ合わせながらやらねばならぬ。しかも来年は参議院選挙でございまして、勢い審議の日数というものは限られてまいります。そうなりますと、日数の点から見た場合にはきわめて余裕がもうない段階にきている。そこでこれをやはり関税審議会に諮議をして、その中で対策を講じてもらわねばならぬものだ、こういうふうな考え方で農林省としては取り組んでもらわねければならぬと思っております。食糧庁としては、その日程に間に合うように何らかの解決の方法を提示しながら、大蔵省と協議をしてやろうというかまえてお持ちであるのかないのか。この点は、この法律が御承知のほうに議員提出法でございまして、これは国会のほうでひとつとつようなものも一回やってもいい、こういふようなお気持ちであるのかどうか。その点についてどういふようなスケジュール

を立てておいでになるのかをお尋ねしておきたい。

○荒勝説明員 われわれといたしましては、コーンスターチのタリフクォータの制度は確かに議員提案でございまして、ことしの三月三十一日で切れましたが、政府側といたしまして本件をいわれる政府提案として、さしあたり一年延長というところで、昨年からの春にかけまして検討いたしまして、一年延長の暫定措置の法案を国会に提出したようになつておられるわけでございます。本件につきまして、今後のこのタリフクォータ、あるいはコーンスターチの関税そのものをいわれる議員提案というふうには現在の段階では毛頭考えておりません、政府自身の側から本件を提出できるようにいたしたいということの中で、われわれ農林省内部ではたまたま検討している最中でございます。また、十九日に関税審議会が開かれるかというふうにはわれわれも聞かされておられます、できることならば十九日に間に合いたいということ、農林省内部でも検討いたしておりますが、必ずしも十九日一回だけではございせんので、なお次の機会もあるやに聞いておられますので、今後大蔵省事務局とも相談いたしまして、できるだけ早い機会に政府提案として本関税率表の一部修正案を出せたら、こういう方向で現在検討している次第でございます。

○村山(喜)委員 時間がだんだんなくなつてまいりましたので、詰めてまいります。できるだけ早い機会に出せるような体制を整えるということとあります。ところが、大蔵省の関税局のほうに尋ねてみますと、まだそういうふうな段階で、農林省のほうからの相談は具体的にまとまらなかつた案として提示されておられない、こういうことを聞くのです。私はこの問題を解決するには三つの方式があるかと思つております。それはいわゆる抱き合わせ分についてはこれをリンクする、いわゆる無税として取り扱ひをする、その数量が業界並びに全般の関係の見通しからいふならば、二十万トンくらいということをお尋ねされておられる

ますが、それと一〇%のいわゆるコーンスターチの固有の用途といわれておつた十八万トン、それに今度二五%の禁止的な関税率というものを、これを、実効性がだんだんに薄くなつてまいつておられるわけでございますから、五〇%に引き上げる、そういうふうな関税割り当て方式と申しますか、そういう一つの方法、それからもう一つの方法は、トウモロコシが昭和二十七年に自由化されて今日に至つておられるわけですが、この問題について、非自由化品目から逆戻りをいたしました数量割り当て方式という一つの方法をとる。それから第三の方法は、国が農安法でかかえていく、そのやり方については不足払いなりあるいは二重価格制度のとり方があろうと思つておられます。大まかに分けましてそういう三つの方式があり得ると思つておられます。しかし、農安法でかかえることと申しても、百億ぐらいの財政支出が当然必要になつておられると思つておられます。第二の数量割り当て方式という問題については、ガットの問題なりあるいは南北問題、特に二月に行なわれる国連貿易開発会議の模様等から見てもこれはなかなか困難性がある。とするならば、いわゆる関税割り当て方式の抱き合わせ販売の方式からくるこの三段階の方式というものを以外には、関税政策以外には道はなからうと思つておられます。

○武蔵政府委員 ただいまの御質問の点でございますが、大蔵省として考えておられますのは、これはいろいろな点を総合的に考えなければいけません。先ほど先生お話しがございましたように、いま日本の輸入制限、特に後進国に関しましては、輸入制限も、それから関税上の貿易の障害の強化といふことにつきましても、非常に關心を持っておられます。ガットの規定で申しますと、三十七条に、後進国の關心のある産品については関税上、その他の輸入障害を新設、強化することを差し控える、こういうことになつておられます。したがって、先ほど先生がおっしゃいましたように、一ぺん自由化したものをまた輸入制限するといふことはたいへんぐあいが悪いということでございますが、しかし、いま二次税率が二五%のものをさらに上げるということは何ともして避けたい、こう思つておられます。そこで、先生先ほどおっしゃいましたように、これにつきましては一次税率と二次税率と、それから輸入数量、それから抱き合わせと、いろいろなファクターがありますので、まだ農林省がいろいろ考えておられる段階でございますが、われわれ何か低関税国から非難を受けるということのないような貿易関税でこれを解決したい、そういうふうなところを考へておられます。

○村山(喜)委員 関税局長にお尋ねいたしますが、関税審議会ですね、大蔵省の方向としては、政府提案で解決したいという気持ちであります。そうするならば、十九日の分には間に合ひしない。そのあと年内にまた関税審議会を開かれる計画はお持ちでございますか。

○武蔵政府委員 関税審議会のほうはいま調査部会で個々の品目をやっております。調査部会のやり方は、第一回に説明をしたものについて第二回に議論を伺つてきめていく、第二回のときはまた新しい説明をする、そういうことをやっております。で、十九日でも私も政府側としての案を説明するのは打ち上げにしたいのでございまして、十九日に間に合はないということであれば、その次のときに説明をする、そういうことにはいたさざるを得ないと思つておられます。

○村山(喜)委員 それで、農林省はそういうような状態であるといふことは十分御承知だと思つておられますが、農林省の原案自体がまだ未確定のよ

うに私も承るのではありません。そこで、この問題については早急に農林省としての態度をおきめをいただいて、耕作農民やあるいはん粉業者、あるいはコーンスターチの關係のそういうような業界に対する不安をなくするようにあなたの方にやってもらわなければならぬと思うのです。しかし、それはきわめて当面の問題に私はなるうと思ふのです。長期的には、この原料としてのイモの生産の問題について、これから一体どういふうになければならないのかという根本的な問題をお考えを願わなければ解決がつかない問題じやなからうかと私は思うのであります。というのは、實際的にこれが工業用原料として競争力を持ち合わせていない。これを持ち合わせるためには一体どういふような農業政策を立てたいのかという問題が根本になければ、将来にわたる恒久対策という問題は私は生まれてこないと思ふのであります。特に、基準額がかりに四十円になったといたしましても、反当六百貫くらの収益では、これは反収幾らかという二万四千円しかないわけですから。そういうような状態の中では、この問題の解決はとうてい将来にわたってできないと思ふのであります。しかも農安法の規定するところからいうならば、当然生産費に見合うような価格ということになりましょうから、去年は三十四円、ことは三十六円、来年は三十八円、その次は四十円というふうにならざるを得ない。そうなってきたら、ますます國際的な競争力というものはないようになつてくるわけでありまして、とするならば、そこに何らかの対策というものを立てなければならぬかと思ふのでありますが、いま農林省としてはそれらの恒久的な対策として、南九州畑作改善防炎管農資金の問題を提示してこれからやろうという計画やに承るのでありますが、これについてはどういふところまでお考えをいただいているのか、これについて説明をいただくと同時に、それに対するところの大蔵政務次官のお考えをお聞かせをいただきたいのであります。

〔吉田(重)委員長代理退席、毛利委員長代理

着席〕

○中澤説明員 お尋ねの点でございますが、先生すでに十分御承知のとおり、南九州におきましては畑作管農の占めるウェイトが非常に高うございまして、特にその中におきましても、いまお話しございましたようにカンシヨ作の耕地に占める割合というのは非常に高うございまして。それで、南九州のこういふ畑作管農の振興の根本的な対策はどうかという御質問だというふうにお考えを願ひますが、御承知のように、南九州におきましては特殊な自然条件の影響を非常に受けまして、そういった管農形態をとらざるを得ない。具体的に申し上げますと、土地条件が非常に悪うございまして、よくいわれますようにシラスとかボラ、コラという特殊な土壌地帯があらりまして、こういう特殊な土壌地帯におきまして管農する場合に、その土壌の性質からいまして降雨による土壌の侵食、流亡というのが高い。それからまた、南九州におきまして特徴的な五月一七月ごろにおきましますところの集中豪雨というふうなことの影響を受けまして、管農といつたことは防炎といつたことを主眼に考えざるを得ないといふのが実態であるかと思ふわけでございます。そういうふうな気象なりあるいは土地条件の不利といふことが南九州におきましますところの畑作管農に置いておられますし、また、災害を受けやすいという観点から非常に不安定でございます。したがってこれを考えます場合には、やはりどういたしましても防炎という観点を中核にせざるを得ない。これに關しましては、従来から農地の保全事業あるいは管農の基盤であるところの土地基盤整備事業といふものを行なつてきたわけでございますけれども、そういう特殊な土壌地帯の土地の生産力の減少を防ぐ農地の保全事業といふものと、それから管農基盤であるところのかんがい排水施設とか、あるいは圃場整備というふうな前向きな事業との計画的な関連性といふものが必ずしも行なわ

れないようなうらみがあったわけでございます。そこで、かねてから両御担当局なりあるいはまた国会方面の御要求がございまして検討してまいりました結果、こういった農地の保全事業と、それから土地基盤の整備事業といふものを一体化した事業といふものを、どうしても考える必要があるだらう。これを一つの柱にするとも、もう一点は、新しく地帯の実態に合いました管農方式の確立といふこと、そういうことを考えていく。たとえば、先ほど申し上げました高温多雨ということ、別の面からいいますと有利な気象条件である、こういうふうにお考えられるものでございまして、晩秋から冬にかけては、そういう温暖な条件を利用したような作目の導入をはかる必要があるといふふうにお考えを願ひます。したがって、現在の考え方といたしましては、先ほど申し上げましたような土地基盤整備事業の計画的、総合的な事業の実施、それに新しく管農方式を導入するようなことを考えることが適当ではないか。しかし、先ほど申し上げましたとおり、災害を受けやすい、あるいは生産性が低いといふような観点から、そういったことをする場合にやはり多額の投資を必要とするわけでございます。従来も、こういった地帯の農業振興のために、特殊な補助率あるいは融資というふうなことを行なつてまいりましたわけでございますが、しかし、投資の面から考えてみましても、やはりまだ現在あります制度金融の一般的な融資条件では、新しい投資といふことは必ずしも現地の方々には魅力がないわけでございますので、こういう面から融資条件を、現在の公庫融資よりもっと有利にした資金を準備いたしまして、これによりまして新しい投資による管農方式の確立ということに進んでいただく必要があるという観点から、現在必要な予算を要求中でありますし、ただいま申し上げました特別な融資に關しましては、やはりかかるべき法案を準備いたしまして、これによってこの地域における管農を改善していきたい、こう考へて、目下準備を進めているところでござい

ます。

○倉成政府委員 お答えいたします。

村山委員が後段にお述べになりましたように、關稅政策にはおのづから限界があるということも私も全く同感であります。したがって、農林省がイモ作農家に対する基本的な政策をしっかりと立てていただくということが何よりも大切なことだと思ひますので、そういう方針については、方策が立ちましたならば十分検討をいたしたいと思つております。

○村山(喜)委員 時間がありませんので、これでもやめますが、熊本の農事試験場で黄金千貫という新しい品種を開発して、それを植えてみたら反収四千キロ以上も収穫をあげているようでありまして、しかもでん粉の歩どまりは非常によろしい。こういうふうな技術改善の問題なり、あるいは生産性向上の問題もさることながら、やはり当面の問題と恒久的な対策と二つにふり分けをしなから、カンシヨ、表、なたねの作付体系というものが安易に依存している今日の、特にカンシヨ地帯の南九州の管農形態というものを高位安定の管農方式に改めていかねばならない時代をすでに迎えたと思ひます。そういうふうな意味において、特殊農地保全整備の、いわゆる基盤整備の問題と関連いたしまして、これらの問題につきましては十分に、今後においても、特に農政通でありまして倉成政務次官を中心に大蔵省では検討をいただきますことを要望申し上げまして、これで終わりたいと思ひます。

○毛利委員長代理 廣沢君。

○廣沢(賢)委員 たいだいまからお聞きしますことは、國稅犯則取締法の施行をめぐつて、きわめて重大な人権じゅうりんの事件の内容を含んでおります。

まず、國稅庁長官にお聞きしますが、國稅犯則取締法第二條で、いろいろと令状を出して立ち入り調査をするということ、それから臨検、搜索、差し押えをするということがありますが、これは地方裁判所または簡易裁判所の裁判官の令状を得

て行なうというのですが、これは例外はございませんね。

○泉政府委員 お話のとおり、国税犯則取締法第二条におきましては、「収税官吏ハ犯罪事件ヲ調査スル為必要アルトキハ其ノ所属官署ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ノ許可ヲ得テ臨検、搜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得、」こういうことになっておるのであります。したがって、査察事案につきまして査察官が臨検、搜索、差し押えをなすときは必ず裁判所の令状を得てやっております。

○広沢委員 十二月十三日、同和信用組合本店並びに上野支店に対する、東京国税局が機動隊二百人を動員し、査察官百名が行なった強制捜査について、どういふような令状をもって査察したか、国税庁長官、御存じですか。

○泉政府委員 ちょっと事実についての誤解がありがちなようでございますが、まず第一は、査察調査をいたしますときは査察官が参るのであります。ただ、査察官では現場が混乱いたしましたので、所期の目的である臨検、搜索、差し押えを達成することができないと認められますときに、同じく国税犯則取締法第五条で警察官吏の応援を求めることになっております。したがって、十二月十三日に起きました同和信用組合に対する査察事案のときにおきましても、まず第一に査察官が臨検、搜索をしたわけでありまして、ところが、相手方の抵抗がありましたために、警察官の応援を求めたのであります。機動隊云々というお話がございましたが、それは警察官の応援を求めた段階でそういう応援が来たのであります。

それから、いまお話しした裁判所の令状そのものを私、見ておりませんから、その現物がどういふふうにかいてあったか、さだかにお答えできませんけれども、こういう令状の性質といたしまして、信用組合でございますれば、その営業所における被疑者に関する書類その他の物件を臨検、搜索することができ、こういう令状になっておられるのが通常でございます。したがって、おそらくそ

ういふ令状であったらうと存じます。

○広沢委員 そちらにあらかじめ十分東京国税局長と相談しておやりになるように、国税局長にも電話で御注意申し上げましたが、私の手元に令状でない調査書というものの証拠物件があります。これは東京国税局長が金融機関の預貯金等の調査書というものを発行したのであります。明らかにこれは令状ではないと存じます。

○泉政府委員 これは広沢委員も御承知の通りでありますけれども、金融機関を調査いたしますときは、預貯金について調査することになります。預金者がいろいろ不安を持つことにもなりまして、貯蓄奨励の見地からもいろいろ問題がございますので、金融機関におきましては、任意調査の際におきましても、局長または税務署長が調査書を発行いたしました。その調査書にあるものについては金融機関が協力する、こういうたてまえになっておるのであります。おそらくお手元にお持ちのものは、十三日午前任意捜査をする段階におきまして、その任意捜査の一つの手段として、そういう調査書を出しておられると思っております。その調査書であろうと存じます。したがって、それと令状とは違います。

○広沢委員 それでは事実を——水かけ論を言ってもあれですが、事実令状というのはほとんど示されてなかったのです。その令状について、この次の機会に見せていただきたい。控えていいから見せていただきたい。

○泉政府委員 私が現場の査察官から報告を得ておるところによりますと、令状は上野支店並びに千駄ヶ谷本店におきまして捜査に着手するときに従業員に示したほか、先方から自分が営業部次長である、自分が支店長であるという人が出てくるつど、そのつど令状をお見せしております。したがって、令状を見せないとすることは事実上反しておると存じます。

○広沢委員 それから、その令状の中の対象。これは金融機関ですから、これが脱税容疑があるわけではないのです。この脱税容疑のどこ

ろでない金融機関に対して、だれだれの件で来たというものが令状に入っているとありますが、その件数について具体的にお聞きしたい。

○泉政府委員 この点につきましては、東京国税局におきまして、過去におきまして査察対象としたしまして調査いたしておる案件が五件ござい

【毛利委員代理退席、委員長着席】

その五件がいずれも同和信用組合と取引があります。同和信用組合に預金がある。もちろん、本人名義の預金になっていないのは少なく、架空名義になっておるものが多いわけでありまして、そういう預金がある。したがって、そういう被疑者と同和信用組合との取引並びに預金の状況を調査する必要があります。こういうことで査察に着手いたしましたものでございます。

○広沢委員 その具体的な名前を私に聞いておりましたが、具体的な人間の名前はあとでまたお聞きします。

もう一つ、差し押えをするときには、第七条によつて「差押目録又ハ領置目録ヲ作ルヘシ」となっておりますが、現場で渡してはいなかったです。

○泉政府委員 お話のとおり、国税犯則取締法の第七条におきましては、「収税官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタルトキ又ハ領置シタルトキハ其ノ差押目録又ハ領置目録ヲ作ルヘシ」ということになっております。したがって、通常の現場におきましても、その差し押えしたあるいは領置いたした現場におきまして、差し押え目録あるいは領置目録をつくることになっております。したがって、査察の場合におきましても原則としてそのようにいたしております。しかしながら、本件同和信用組合の場合におきましては、現場が非常に混乱いたしましたので、そこで差し押え目録あるいは領置目録を作成しようと思いましたが、とうてい作成できるような現場になく、もしかするとその差し押え物件を奪還されるというおそれも生じたので、支店長並びに営業部次

長に、現場では差し押え目録及び領置目録が作成できないから、これを一たん国税局に引き揚げてその上で差し押え目録と領置目録を作成するという旨を告げまして、現場から引き揚げたのであります。

○広沢委員 泉さんは下の人のことを聞いて、そのままそれで理解をされていますけれども、やはりそれは全く公平を欠いた措置で、たいへんな誤りをおかすと思うのです。ここに写真がございまして、いますと回しますが、上野支店でも女の子を含めて大体四十人の従業員です。私が行ったときに青くなつていました。石野久男代議士と私が行って調べたのですが、ここに写真にあるとおり、ずっと数の多い機動隊が初めから来ているのです。それで初めから入り口に、「国税犯則取締法第九条により出入を禁止する」という張り紙をしてしまつて、だれも入れないで、それで二階の窓からはごを掛けて機動隊が下へ飛び込んできたのです。したがって、普通の収税官吏が行つてあつたことだといふことで突つ返されて、それで警官を呼んだのではないのです。初めから警官のほうが主導権を持って、小林さんという査察官はぶるぶるふるふるふるです。こういう形にしたというのは先入観念があつた。これを見てもおわかりになるとおり、たとえばトラックに書類を詰めるダンボールを百五十持ってきている。たつた五人の疑いのある人について銀行に問い合わせるといふことで、トラック一ぱいダンボールを持ってきておられるのです。それはもう元帳から現金から——現金ですよ。それから小切手、手形、全部ほうり込んだのです。ここに全部証拠書類がある。そういうようなことが許されていたら、これはたいへんなことになると存じませんか。どうです。

○泉政府委員 私は東京国税局からの報告に基づいて申し上げておるのでございますが、広沢委員もおそらく何らかの手段によつて情報入手されておつたこととおられることと思つておつた場合、もちろん十分御留意になつ

ておられることと思えますけれども、こういった話というのは、一方的にだけ聞きますと非常に間違つた認識を持つおそれがありますので、私どもも、もちろんそういう相手方の主張につきましても十分聴取したいと存じておりますけれども、現段階におきましては、まだそういうふうな事実の認識について両者の見解を合わせるというふうな段階に至っておりません。したがって、おのずから私は東京国税局からの報告に基づいて申し上げるよりほかないのでございまして、その点御了解いただきたいのでございます。

それで、先ほど、なるほど上野の同和信用組合の支店には女子従業員を含めて四十名しかいない、おっしゃるとおりでございます。しかし、同時にそのうしろのほうに朝鮮の民主商工会の事務所がありまして、その事務所から多数の人が応援にかけつけたのでありまして、従業員以外の人も相手方に出て出た。そういったことで、警察官だけでどうしてこの混乱した現場で臨検、搜索、差し押えという目的を達成することができないということで、警察官の応援を求めたものでございます。

それからなお、機動隊員が二階からはしごをかけて入り込んだというお話がございましたが、これはむしろ、最初警察官が入りまして臨検、搜索を始めたところ抵抗がありましたので、警察官の応援を求めて警察官若干名が入ったわけでありまして、そのときシャッターがおりまして外部との連絡がとれなくなつたので、外部との連絡をとるためにシャッターをあけるように信用組合のほうに交渉したのであります。どうしてもそのシャッターをあけてもらえない。そのために、中にとりこになりまして警察官と警察官とを救出するために、機動隊員が二階の窓を破つて入つて、ジャッキでそのシャッターをあけたのが事実でございまして、初めから二階に飛び込んだようなものでは決してございません。

それからもう一つ申し上げておきますが、差し押え物件の中に現金があつたというお話でござい

ますが、これは従業員、あるいは先ほど申し上げましたように、従業員以外の第三者などの激しい妨害行為のもとで物件の選別作業を行つたわけでございますが、そのときに手形の束の中にとたま五百円紙幣が一枚入つておりました、その事実が判明いたしましたので、さつそく差し押え目録作成の際にお返ししております。

○広沢(警)委員 最後のところから言いますと、それさえうそなんです。四千円なくなつた。私、現場に行つたのですよ。現場に行つて全部調査して、このとおり、写真をその場で写しなさい、前から写しなさい、全部ある。四千円なくなつたのです。書類から何から全部国税局に持つていってしまつて、だれにも会わさない、そこに機動隊を配置しているから。そうすると、銀行局長、おられますね。その翌日の手形交換所、朝の九時です。これに、だれの手形がどういふふうに着るか、不渡りになつたらその損害賠償をどうするんだという大問題が起きました、それで青くなつてくるから私と石野さんが行つて、夜の五時半にそこに着きました、それで十一時まで東京国税局の総務課長とかけ合つて、ようやく、翌日の五時にコピーをとつて返します、そういうひどい不親切な——私たちが帰つたらもう機動隊がつかまえる。そこに三、四十名しかいないのにつかまえる。これを見てもおわかりになると思つて、人に脅威を加えられて中に閉じ込められたり、もしくはあれしているのではないのです。無線機を持って入つて、しかも機動隊も警察官も同様に最初入つて、逆なんですよ。立つてあるえている従業員に、そこはじやまだ、どけと言つて、どっちに行つていいかわからない。そうしたら、公務執行妨害をするのかと言つて、チェックでせびるのうしろにマークする。公安のようなやり方なんです。それでもつて公務執行妨害だぞというところでやるし、これはいろいろ報告があつて——そのときに私は居合わせませんでした、この報告では、おまえのところはつぶすんだという暴言を吐いている。それから、このような商売

をするなら国に帰つて、つまり朝鮮へ帰つてやれ、妨害すると撃つぞというようなことを言っているのです。これは警官隊ですね。だから、収税官吏のほうは逆に青くなつてしまつた。収税官がその五人の物件を調査する。妨害なんというのは、この写真を見てもおわかりになります、一つもあつていない。

そこで、国税庁長官にお聞きしたいのですが、国税犯則取締法の第七条で、一、二、三、四と読み上げればおわかりになりますが、差し押え目録または領置目録をつくることを非常にきびしくしているのです。さっきの四千円は、えこで問題にしたら、東京国税局の上のほうで差し押え物件を調べてみたら四千円でございますといつて返してきました。私が返したらと言つたら、ありましたと総務課長が言つたんだから。もし小切手一枚、何十万円、何百万円のものになつたらたいへんでしよう。したがって、この国税犯則取締法というものは、これは明治時代の、私から見るとたいへんな悪法です。破壊処分というのがあるけれども……こういう法律ですら、差し押えの手続について非常に厳密な規定がしてある。本来の趣旨が、単なる便宜措置でもつてびつとみんな持つてきてしまつて、あとでもつて目録をやるというのではないのです。それはあたりまえですよ。ここに「法律」という岩波小辞典の解説があります。が、差し押え物件について押収品目についての問題は「押収」というところで厳密に書いてある。「刑法上の」——これは刑法上ですが、「証拠物または裁判所が没収すべき物」を差し押えたりなんかする場合、「押収のために被告人の氏名・罪名・差押えるべき物および合状」——そうすると被告人というのは五人ですよ。これも被告かどうかかわかりませんが、信用金庫じゃないのですよ。そういうものについて「記載した差押状を発行し、それを検査官指揮の下に検査事務官もしくは司法警察職員に執行させる」、差し押えについては「当事者、その弁護人に立会いの機会を」云々と書いてある。その目録を現場でつくら

なければならぬということがはっきり出ている。それはあたりまえですよ。持つていってしまったあとで、いや小切手が何枚だとか、これはあつたとか何だということになつたらたいへんなことになる。したがって、この法律の趣旨というのは、差し押えの場合にはすべての官吏、公吏でもかつて持つてきてはいかぬということになつてい

る。そのためにこれは書いてある。それが書いてなければ全然意味をなさぬ。どう思いますか。
○泉政府委員 先ほど申し上げましたように、国税犯則取締法の第七条の規定におきましては、差し押えまたは領置したときは、差し押え目録または領置目録を作成すべしということになつておられますけれども、その目録を現場で作成しなければならぬという規定にはなつておらないのであります。しかし、実際問題といたしましては、正常な状態でありましたならば現場で作成するのが望ましいので、従来は現場で作成することにいたしておりました。しかし、十三日の場合におきましては、非常な混乱がございまして、その場で領置目録あるいは差し押え目録を作成しておつたのではどうして臨検、搜索の目的を達成することができないと認めましたので、相手方にその旨を告げまして物件を引き揚げたのであります。きわめて異例の事実に属するわけでございます。
それからいま一つ申し上げておきますが、小切手あるいは現金が紛失しておつたことは、昨日、上野信用組合の方のほうから東京国税局のほうへお話がございました。したがって、当方ではそういうものはないということを申し上げましたところ、それでは組合のほうでもう一ぺん調査してみ、こういうことお帰りになつていのが事実でございませぬ。
○広沢(警)委員 そうすると今度総務課長を呼ばなければならぬですよ。というのは、総務課長が私に、確かに四千円ございまして、ということをおつたのだから。立ち会つたからわかりますよ。石野久男代議士もいた。そう言つたのですよ。それはお聞きになつたらわかります。

それで、いま言われたのは異例だと言われども、ここに写真があるのですよ。異例じゃないです。一つも異例じゃない。だれもけがをしていない。けがをしてるのは職員の子三人が髪の毛をむしられ、け飛ばされたのと、それから指を警察官に曲げられてふくれ上がつていいるのと——ちゃんと医者診断書があります。ですから、税務署の方、税務署というか、査察官の方が百名いて、だれもかすり傷一つないです。

○泉政府委員 それは事実と違っておりません。上野信用組合におきまして、査察官一人が全治三週間の負傷をいたしております。

○広沢(賢)委員 その三週間の負傷かどうか、それは今度現実に診断書を見て判断する以外にない。私が見ているところ、写真であるところでは被害者は職員のほうなんです。

あのとこの異例な状態でないことをお目にかけます。いいですか。つまり、その信用組合の建物は全部封鎖されている、一つ、封鎖されているのですよ。それで表にいた人というのは、ここにあるけれども、これもそんなにたいした人数ではない。警察官がずつといるものだから、そのうしろに居るだけなんです。道路のほうに居るのです。門のところには警察機動隊がいる。だからそつちのほうに居るのです。それからその次、支店長が帰ってきたのです。支店長があわてて青くなつて、小林一誠さんという査察官と話した。それから必要かどうかを立ち会ってえり分けて、差し押え目録をつくるように重ねて言ったのです。そうしたらそのときに、三時五十分ごろです、本店でもそうらしいから上野支店でもそうです。上野支店のことを言います。そうすると、それに對して小林さんは、それは承知した。「目録を残すように要求し、小林もまたそれに同意の意思表示をし、目録作成の作業について話し合うことになった。これは私が調べてきたのも同じなんです。いいですか。そのときに店外にいた警察官は二階にはしごをかけて、だあっと入ってきたのです。それでガラスを割ってブラインダーをこわし

て、それで土足のまま入り込んだ。ガラスは割ったと書いてあるけれどもこれは違います。ひびが入った程度です。ただし、ブラインダーは全部こわされております。そのとき職員はなぐるけるの暴行を受けました。小林さんに対してそのときに、警察官の不法侵入を追究した。そうしたらそのときに小林さんというのは、もう警察官がこういふふうになっているのだから私はだめなんです、小林国税局官吏はこう言っています。警察独自の判断で行なわれるように事前に協議ができていると言っていたというのです。そうした警察官の主導権のもとにやられたのです。こういうことが行なわれていかどうか、どうぞ。

○泉政府委員 先ほど申し上げましたように、査察はあくまでも査察官が参りまして行なうわけでありまして、ただ、それに対する抵抗、妨害等が予想されます場合におきましては、あらかじめ警察当局に、当方が応援を求めたときにはその応援に応じてもらいたいということを申し入れてあるのが普通であります。本件の場合は、非常な抵抗がありましてために警察官の応援を求めたのでございませぬ。

それから先ほど、小林統括査察官と支店長とのお話についての引用がございましたが、この点についてはこの現場で、いずれ差し押え目録あるいは領置目録を作成することは当然のことでありまして、現場で作成することができないから、局へ帰った上で作成する、こういう話し合いになっておるはずであります。

○広沢(賢)委員 そういふいろいろな、局に行つて話し合う、いやここで書きなさい、できるんだというので話し合いができた、こういうふうな信用組合のほうは考えている。その点は水かけ論ですから……。しかし、あたりまえですよ、それはもうちゃんと話し合つて、そこまでいって、局へ持ち帰つてやる、いろいろな議論をしていただけれども、それはここでやりなさい、もうちゃんと目録ができるという状況ですよ。何ら異常なる混乱、革命的混乱じゃない。これを見た

らおわかりになる。初めから段ボールを持ってきているんですよ。初めからこんなに大枚な段ボールを持ってきているのですから、みんな根こそぎ持っていつてしまふというのを考えている。だからお考えになったらわかります。お笑いになっていられるけれども、小切手とか手形とか一切のもの、また元帳にもつけない、伝票にもつけない、これは銀行局長にもお聞きしたい。どうですか。横領されたってわからぬ。それは許されるかどうか。

○泉政府委員 まだ事件がなまなましい段階でございまして、そうしてお互いの事実認識についていろいろ相違があります段階で、そういうお話を次から次へお繰り返しになられまして、私としても——私としては報告を受けたものについてだけ申し上げるよりほかございませぬので、客観的な事実がはたしてどうであつたかということを確認する余裕がありませんと、きょうこれを繰り返しておつても、おそろく晩まで続けましても両方の意見が一致しないだろうと存じますので、その点あらかじめ申し上げておきます。

それからいまのお話でございます。確かにいろいろな物件をより分けまして、被疑者に関連のある物件だけ差し押え、領置するのが本来望ましいわけでありまして、したがって、それに着手したのであります。その終了し終わらないうちに相当多数の従業員及び従業員以外の第三者が査察官を取り囲むような事態になってまいりましたので、やむを得ず現場でそういうことを作成するのをあきらめまして、物件を国税局に引き揚げた上で、その上で差し押え目録、領置目録を作成する、こういう手段にいたしましたのであります。なお、段ボール箱を持ってまいりましたのは、査察調査をいたしますとき、常に物件が多数あるわけでありまして、物件をその段ボール箱に入れるわけでありまして、もちろん段ボール箱を持っていつているからその数だけ領置、差し押えして、そういうことでは毛頭ございませぬ。

○広沢(賢)委員 あれなんです、泉さんはわりあいわれわれの中でも評判がいいんですよ。その泉さんが部下をかわいがるという気持ちにはわかるですよ。だから何とかしなければいぬということだけれども、部下の言っていることを、あの横暴の限りを尽くした部下の言っていることを、そのまま聞いてどう言っているから、水かけ論になります。だから、私は写真を持ってきたのです。この写真をじっくりごらんになれば、どんなに無法者がやっているかということがよくおわかりになります。だから、この水かけ論は時間が惜しいからしないで、これあとで何枚か差し上げますから。

それで、もう一つ一番重要な問題なんです、こういうことだと思つておきます。この国税犯則取締法という法律があまりいい法律ではないけれども、この法律ができて、ここに十分書いてあつて、第十条では「たまつ書」といふものもあるのですよ。てんまつ書といふのは何かと申したら、現場から離れててんまつ書はできない。「取税官吏質問、検査、領置」持っていくことですね。それから、「臨検、捜索又は差押ヲ為シタルトキハ其ノ願末ヲ記載シ立会人」——立会人といふのは現場の立ち会い人です。又「質問ヲ受ケタル者ニ示シ共ニ署名捺印スヘシ立会人又ハ質問ヲ受ケタル者署名捺印セス」——納得できないと捺印しないと、「又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ」と書いてある。これはつくりましたか、どうですか。

○泉政府委員 これは、国税犯則取締法第十条に規定があるとおりでありますから、当然てんまつ書をつくつておると存じます。

○広沢(賢)委員 これでは、その場所でもって「質問ヲ受ケタル者」といふのは、参考人、つまりこの国税犯則取締法という参考人、被疑者じゃないのですよ。その参考人は署名捺印をしないと言われて、捺印を拒否した場合にはその旨を付記するといふのですが、署名捺印した書類があります

か。
 ○泉政府委員 本件、同和信用組合の強制捜査の際におきましては、相手方従業員が立ち会いを拒みましたので、警察官の立ち会いのもとに臨検、捜索をいたしております。したがって、相手方が立ち会い人として署名捺印した覚えはないと言いましたも、それはあたりまえのことでありまして、警察官の立ち会いのもとにやっておりますわけでありまして。

○広沢(賢)委員 冗談言っちゃいけないですよ。つまり、さっき私が申し上げましたのは支店長さんがそこに行つて、目録をつくつてくださいます、つくつてくださいますと言つたのです。目録をつくつてくださいますと言つたにもかかわらず、話し中に警官隊が飛び込んで来た。それでしよう。

〔委員長退席、金子(一)委員長代理着席〕

そういうような異常な混乱の状態だから、こういうふうで持つていったということ、おまえの判ご押せということとはあたりまえじゃないですか。支店長ですよ、本店は理事長がいたのです。だから、これはつくつてないのです。それから異常な混乱した状態じゃないのです。だから、この第七条というのは非常に重要な事項として、何回も繰り返すつと書いてあるのです。どこをめぐつてみても、異常な混乱した状態のときにはその限りにあらずという文句は、この法律に一つもないのです。幾らめぐつてもないのです。そうすると、完全に混乱したと認めてそういうことをやつたというのは、法律をほしほしに歪曲したということです。これは裁判官はだれだつて認めます。そうすると、第七条並びに第十条の違法である、違法をやつたということはお認めになりますか。

○泉政府委員 先ほど申し上げましたように、この七条は、「差押目録又ハ領置目録ヲ」作成すべしという規定にはなつておりますが、それを現場において作成すべしという規定にはなつておりません。しかし、繰り返して申し上げますように、普通の状態でございますれば、現場において作成

するのが望ましいわけでありまして。しかし、十三日の事態におきましては、現場で作成するようなことができる事情になつたので、あとで作成したというのでありまして、したがって、第七条違反とは存じておりません。

それからまた、第十条につきましても、先ほど申し上げましたように、当初臨検、捜索に入りましたときには、相手方が立ち会いを拒否しましたので、その後ずつと警察官の立ち会いのもとに臨検、捜索をいたしたのでありまして、したがって、第十条についても違反いたしておるとは思つておりません。

○広沢(賢)委員 これは重大な問題ですよ。そういうことをやればもうこの七条、十条は全部死んだものになるのです。常識で考えてごらん下さい。今後こういう問題がいろいろなところで起こる。銀行局長にはあとでお聞き申し上げたいのですが、つまり大きな三井、三菱とかそういう銀行については一つもやらぬ。ほんとうにやらぬ。ところが、今度信用金庫とか相互銀行とかあつたところに対しては、町のうわさではもう至るところでそれをやつておるのです。あれを調べ、これを調べると始終来るというのです。弱いものいじめもはなはだしい。そういう中であつて今後これが行なわれたいら、いまの国税庁長官の御返事のような解釈でもつてやられたらたいへんなことです。これは重大な人権問題になりますから、国税庁長官、きょう答えられなければ次々ときでもいいが、ちゃんとしたことをしなければだめですよ。でなければ、国税犯則取締法を改正しなければ、われわれの責任がつまらぬよ。だからそういう曲がつた解釈をするのだつたら、与野党一致でもつて国税犯則取締法を改正しますよ。改正しなければだめですよ。いいですか、現場でもつて大切なものを持ち去る。えり分けて持ち去る。全部持つていったら関係ないものもみな持つていかれてしまいますから、たとえば国税犯則取締法だといつて、そういう容疑だといつて、政治的の目的にも何にでも使われますよ。大体信用

組合の人たちはそういうふうにして思つております。だから、政治的な問題にも基本的な人権にも全部かかってくるから、現場でえり分けて、立ち会い人のもとに目録を持っていく、これが常識ですよ。だから、てんまつ書まで必要なんですよ。てんまつ書を書いていけませんよ。あとでつくるのでも、機動隊は別として、いまの警察官は知つておるのです。だから、そういう重大な、営業にも差しかかえる、あした不渡り手形が出るかもわからぬという重大な問題のときに、この五人の脱税の容疑の問題で、預金を調査するだけのもつてそれだけのことをやる、たいへんなことになりまますよ。それは常識でしょう。常識でお考えになつたらわかる。だから、この場合には第七条と第十条は正当な解釈をお互いに確立したいと思つて、どうですか。

○泉政府委員 第七条と第十条については、すでにお答えいたしましたとおりでございます。なお、同和信用組合は金融機関でございますので、私どもとしましてはその営業に支障を来たすことのないようにという配慮のもとに、御承知のとおり三時でもつて営業時間が一応終了いたしました。あとは内部整理の時間になりますので、したがって、その時刻を見はからつて、二時五十分には査察調査に入ることにはいたしました。そういう点は十分考慮していただいております。それからまた、翌日の営業に差しつかえると困りますので、そういう翌日の営業に必要な物件につきましては、できるだけ早くお返しするという措置をとりますために、査察官全員徹夜をいたしまして書類をえり分けまして、翌朝七時に返還をいたしておるのであります。したがって、そういう営業について妨害にならないようにという配慮は、十分努力いたしましたつもりでございます。

○広沢(賢)委員 その返したのだから、これは私と石野さんが行つて、五時から十一時半くらいまで交渉しなかつたら返さなかつたのです。国会議員や大蔵委員が行つてから初めて返すようになったのです。それだけ非常にひどい。銀行局長に聞きますけれども、こういうようなことが銀行や信用金庫にやられたら、この前、前の主税局長が言つていましたが、八幡の交際費もこれは営業上の秘密だから国会に報告できません、こういうことを言つておいて、それでもつて営業上の秘密もへたたくれもないですね。こういうことをやらしておいていいのかわるか、銀行局長、御答弁を願ひたい。

○登田政府委員 本件につきましては、実は私もはまだ詳細な内容も承知いたしておりませんが、国税庁のほうから、新聞記事もございましたので一応の話を聞きました。それから、監督をいたしておられます東京経済局のほうからもまだ何も聞いておりませんので、具体的な本件についてのお答えといつてはいたしかねるわけでございますが、一般的に申しまして、金融機関という特殊な性格、一般の預金者をかかえておるといふようなこと等からも見まして、国税の調査といふような場合には、この金融機関の業務の遂行ということに支障のないように、そういう配慮がなされることには望ましい、これは当然のことであると思います。従来からもそういうようなことで、国税庁のほうとも打ち合わせをしておるわけでございます。

それから、金融機関によつて差別があるのかというふうな趣旨の御発言のように受け取りました。それは、金融機関の性格、金融機関というものが、一般のお話として申し上げておるのであります。どの金融機関だからどうの、こういう点についての区別という問題はないと思つておられます。○武藤(山)委員 関連して、国税庁長官、あまり感情的にならずに、あなた自身が捜査したり、調査をしたわけではないのですから、あなたは眞実を知らぬはずであります。眞実を知つておるのは、やつた本人だけです。その本人がはたして眞実をそのまま長官に報告したかどうか、これも疑えば切りがない話であります。そこで、これは

両方の話を聞いて、長官たる者の態度は、よし、それではたいへん行き違ひがあるようだから、どちらが真相であるかを調べてみようというのが公平なる長官の態度でなければいかぬと私は思うのであります。

そこで、長官、ちょっとお尋ねしますが、まず本店の例でちょっと議論しますよ。本店に国税庁なり税務署が調査に行った場合、拒否された事例は、何年何月にどういふ実例がございますか。あなたへの報告ではどうなっておりますか。

○泉政府委員 私も、できるだけ、客観的な事実が判明すれば、それに基づいてお答えしたいと思っております。私がいま得ておりますのは、東京国税局からの報告だけでございます。ですから、先ほどもお断わりいたしましたように、私としては、現在こういうこととお答え申し上げるのには必ずしも適当な時期ではないと思っております。あります。お問いになるから答えざるを得ないのであります。

それで、お話がございました被疑者につきましては、本年四月四日、十月九日、十二月五日、それぞれ取引状況並びに預金の状況について任意調査したいという申し入れをいたしまして、それに対して、拒否されておるのであります。それから、そのほかにおきましても、同和信用組合のほうでは、何か七件ばかりは協力したというふうなことを言っておられるようであります。しかし、その状況につきまして、書類で答えることもあったようでございます。従来から、任意調査に対してそれほど協力的であったとは思えないのであります。

○武藤(山)委員 そうすると、具体的に十三日の日に、警官まで導入し、百人の査察官を飛び込ませるための具体的、直接的原因は、いまの説明では乏しいですね。

そこで、私が本人から聞いたことが真実であるか、国税庁のあなたへの報告が真実であるかを今後調べるといふ前提で、私はちょっとお尋ねい

たします。

いま長官がおっしゃった、ずっと日を追ってちょっと申し上げますと、四十二年の十月、三共商會というものの脱税の疑いで本店に調べに行つた。三共商會は本店とは取引がないということだ。この問題は話がついた。十月、谷口哲義さんという人の脱税問題で、仙台国税局から調査に来た。——そこをちょっとメモしてくださいよ。田村利雄、竹村という二人の国税局長が来て調査した。そのときも喜んで——喜んでかどうか知りませんが、すべての書類を見せた。これは見せているかいは田村と竹村を長官が呼んで聞けばすぐわかるのですから、真実はすぐつかめるはずですよ。さらに、十月に、渋谷の鄭さんの脱税問題だと称して調査に来られた。どういふ書類とどういふ書類を調べたいからと、丁寧にリコピーまでとって書類で提出している。これも事実であるかどうかは、長官、聞けばすぐわかることである。本年の十一月に、第一勧業というところがやはり調査をされた。預金、貸し付け、一切の書類を組合では提出をしたのです。さらに、本年の十一月、神田の村井産業の調査に三人で来られた。そこで、いまちょうど本店が忙しい最中だから少し先へ延ばしてくれないかと言つた。そこで、見たいものは見るからと言つて、手形貸し付けの台帳、そういう関係だけをその日は見て帰つた。そして後日また来るといふことであつた。十一月十三日、麻布南山亭の問題で、清水という事務官が本店に行つてはいるはずであります。これも調べればすぐわかるはずであります。その清水さんと副支店長でいろいろ話合つて、それでは、必要なものはいままでもずっと出していただくから、必要なものは出しますという話になつた。ところが、副支店長が出てくる間に、しかも、この本店は、女子職員が圧倒的に多くて、午後は男子職員はあまりいない本店だそうでありまして、そういうときに、その日の午前中に来て、しかもずっといままで協力をしてきた経過があるにもかかわらず、突然午後警官を動員し、

査察官百人を動員してやるということは、どう見ても、朝鮮人が中心の金融機関だからという偏見以外の何ものもないと私は推察するのであります。こういう態度は職権の乱用と言わずして何と言へるか。これは長官が幾ら弁解しても、この参考人に、ただいまの六件ばかりの調査に協力した副支店長及びそこに立ち会つた税務官吏を呼ぶならば、真相は明らかだと思つたのであります。したがつて、長官のただいまの答弁は、東京国税局の報告は、真実を語っていないと私は断定せざるを得ない。したがつて長官、もう一度冷静に、その真実を追及するために——人権問題にまで発展をさせるかもしれない。あるいは営業権の侵害に発展するかもしれない。もし、その持ち去られた書類、それがないために手形が翌日不渡りになつた場合の損害はどうするのだ。国家の出先として権力を付与された税務官として、これは重大な責任があると思つて。それを一報告に基づいて、真実をまだつかめないならば、なるほど広沢委員のおっしゃる点があるいはあるかもしれない、あるいは国税局の言うことが正しいかもしれない、あるいは「あるいは」がつかなければならぬはずであります。したがつて、長官としては、これから十分真実をつかむために調査したい、これからの答弁、最高責任者として、そのくらい心がけはあつてしかるべきだと私は思うのであります。長官、私の言うことは少々御無理でございます。長官の態度をもう一べん聞きたい。

○泉政府委員 私も、同和信用組合のほうから、従来調査については、武藤委員は六件おあげになりましたが、七件について協力してきたというふうなことを言っておられるということを聞いております。しかし同時に、東京国税局の報告によりまして、今回査察調査の目的になりました被疑者については、従来からずっと協力してもらえなかつたというふうな点に聞いておるのであります。したがつて、それらの点につきましては、事実問題でございますので、十分その事実を確かめてみたいと思つております。

それから、私繰り返して申し上げましたように、十三日の事件——昨日もいろいろ混乱しているような事実がある段階におきまして、ここでお答え申し上げるのは適当な日にちではないといふふうに申し上げておつたのであります。したがつて、現段階では、私としては、東京国税局の報告を正しいものと考へて申し上げるよりほかにないわけでありまして、したがつて、それが事実であるかどうかということにつきましては、おっしゃるまでもなく、さらに十分調査いたした上でお答えしたいと存じます。

○広沢(賢)委員 その調査の参考までに申し上げますが、あつてきた五名の人の中で、李五達さん、それから金年珍さん、松本裕商會社、これはすでに東京国税局へ査察官の要求どおり提出しています。そういうリコピーとか提出したものも全部、控えも全部さつちへいつておるのであります。東京国税局へ押収されているのです。証拠物件も。だから、何がどれだけこつち側の有利になる、こつちが不利になるといういろいろの材料も全部国税局へいつておるのであります。こんなむちゃなことはないでしょう。ちゃんと協力しているのです。それはメモを見て、手帳からメモをずっと営業部長が拾つて数え上げてここに提出してきたのです。ですから、やはり東京国税局の下から言つてきたことをそのまま受けつけないで、やはり全部調査をしていただきたいのです。これは重大な問題なんです。特に重大な問題は、先ほど私が申し上げましたこの国税犯則取締法は例外規定を設けていないのです。これは現場でつくるのです。あたりまえでしょう。憲法のあれからずっとたどつていけばこうなるでしょう、これは旧憲法です。それで、それでもこれだけきつちつとしてあるのです。それで、てんまつ書といふのは、これは立ち合ひ人が必要だ——このてんまつ書をつつたかどうかなんといふことは、あとでもみ消してしまつたらあれだけれども、しかしながらこのてんまつ書の趣旨といふものは、これは質問を受けた者が署名捺印する。それでなければ、踏み込んだ者

捜査した税関官吏その他はあとで自分の責任を問われるのです。あれがなくなつた、これがなくなつた、こうだつた、ああだつたということがないように、十条が入つてゐるのです。おわかりになると思ふのです。これもよくは申しませんが、この問題については、重要ですから、いまお答えにならないければ、私どものほうも全部これは厳密な解釈をします。そして、国税庁長官と合意の上で、今後ちゃんとした結論を得るか、それとも、あいまいだから国税犯則取締法を改正するか、それ以外にないと思ひます。長官はそれに合意しますか。今後この規定の解釈について、やはりこれはきちつとしなければだめですよ。えらいことが起きますよ。国税庁長官が知らない間にたいへんな権じゅうりんが行なわれる。ですから、それについてはきちつとした御答弁をお願いしたい。

○泉政府委員 国税犯則取締法については、学者の解説もいろいろございまして、その解釈はよくに明らかになつておると存じます。しかし、広沢委員の御意見でございまして、その解釈につきましてさらに明確にいたしたいと存じます。

なお、私、先ほど武藤委員にお答えするのを忘れておりましたが、本件同和信用組合に対します査察調査は、同和信用組合自体の脱税容疑ではございませんで、その取引あるいは預金者についての脱税容疑で強制捜査に踏み切らざるを得なかつたのであります。これはまことに遺憾なことでありまして、従来金融機関につきましては、査察調査であるという場合におきましては、たいてい協力していただけることになつておつたのであります。本件のようなことになりまして強制捜査をせざるを得ないという事態になりましたことは、たいへん残念なことと思つております。なお、私どももいたしましては、本件同和信用組合を査察調査いたしましたといひましても、これは、北朝鮮の人たちに対するいやがらせであるとか、あるいは何らかの政治的意図に基づくものであるかのごとく言われておりますが、そのようなことは毛頭ございませぬ。重ねて申しますが、五名の被疑者についての取引並びに預金を調査しないと、その五名の脱税容疑を固めることができないということ、任意調査に協力した方がよいのであります。強制捜査に踏み切つたのであります。あくまでも脱税容疑のために調査したということでありまして、政治的意図なんかは毛頭ございませぬことを御了承いただきたいのであります。

○広沢(賢)委員 もう何回繰り返してももとに戻つてしまふますが、さっきの国税犯則取締法の問題については私はあれしつたのです。その次に、今度は政治的な問題でない、これは水かけ論です。国税庁長官が何と言われても、その主導権はおまわりさん、機動隊員がとつておる。背中をチョークでこつてやる。あれは公安がやることで、収税吏がチョークをやりませぬか。そんな指導はしてないでしよう。そうすると、公安がやつて、主導権をとつてあはれ回つたといふことは、写真が物語つておるのです。したがつて、今後、警察権力を使つてこつて強制捜査をなさる場合には、これは機動隊といふものはどうももうなところがあるから、収税官吏の及ぶところでないといふことになるとたいへんだから、やはり税務査察の場合には十分その点を統轄するなり何なりしなければ、これはたいへんなことになるのです。

それからもう一つは、国家賠償法というのがございませぬ。国家賠償法は、御承知のとおり、公務員が職務執行に際し、故意または過失によつて違法に他人に損害を与えた場合です。營造物や何かに傷を生じた、損害を生じた場合、国または地方公共団体に対して損害賠償を求め得る法律です。そうすると、私は今後いろいろあれしつたが、第七條、第十條について十分これを検討しまして、ずいぶんいろいろなことをやられておる。たとえば大きなドアの金庫がある。銀行ですからそういう金庫がある。その金庫をこしこじあけて、それから今度は何かどろぼうがやるように音を聞きながらやる人がおるらしい、その人がこつてやつてあけて、それでこつてあけた。それからロッカーは十一個かぎのついておるロッカーを全部引き出しをドリルとジャッキでぎゅうぎゅうやつて、ぱしつとやつて使ひものにならなくなつた。それから簡単な手動式計算機、あそこにあつたのが動かなくなつた。それからシャッターをおろしてしまつて、それをこじあけたりおろしたりしたものだから、そのままもう使えないというよきな損害がずいぶんあるのです。それから写真で見ればわかりますが、二階から飛び込んだりかから、いろいろ書類が散乱して、どろぐつでもって伝票がみんな踏みじられておる。そういう問題を全部ひくるめますと、今後——今度は仮定の場合です。収税官吏が国税犯則取締法に違反した行為でもつて、そういう越権行為をやつた場合には、はつきり決着がついた場合には、これは国家賠償法の適用になると思ひますが、いかがですか。

○泉政府委員 御承知のとおり、国税犯則取締法第三条ノ二におきましては、「収税官吏臨検、捜索又は差押ヲ為スニ当リ必要アルキハ銃ヲ外シ戸扉又ハ封ヲ開ク等ノ処分ヲ為スコトヲ得」このいふふうになつておりました。したがつて、いまお話しのようなことが行なわれたことと思ひますが、私どももいたしましては、そういうふうにして銃をこわしたりあるいはシャッターがこわれたという点につきましては、後日それを旧状に復旧することをいたしております。したがつて、本件、同和信用組合の場合におきましても、いづれ復旧方を申し出るつもりでありますが、一昨日、昨日と混乱しておりますので、まだその段階に至つておりませぬ。できるだけすみやかに当方の負担におきまして復旧したい、このように考へます。

○武藤(山)委員 長官、いま社会党はこの調査委員会をつくつて正式に当事者に当たつて真実を確かめたいと思ひますが、長官のほうでも十分何が真実であつたかという事実関係を明らかに調査していただきたいと要望しますが、よろしうございませぬか。

○泉政府委員 御要望のことではございませぬと思ひますが、どうかそのときにおきましても、一方的な見解だけを取り上げるのでなしに、双方の主張を十分お聞きくださいまして、何が正しかったであらうかということをお断りしていただきたいと思ひます。私もそうしたいと存じます。

○金子(一)委員長代理 次回は来る二十日水曜日午前十時十五分理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十二分散会

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和四十二年十二月十五日

昭和四十二年十二月二十一日印刷

昭和四十二年十二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局